

法科大学院連携協議会議事要旨

2020年3月30日作成

I 法科大学院連携協議会の持ち回り形式での開催について

法科大学院連携協議会は、当初、令和2年3月5日に開催する予定であったが、新型コロナウイルスへの対応等、諸般の事情の下、出席することができなかった委員もおり、内規第6条第1項の規定により不成立となった。しかし、出席した委員とは、懇談会形式で意見交換を行い、大変有意義な会合となった。

専門職大学院設置基準上、令和2年3月末までに第1回の協議会を開催する必要があるが、札幌市内では新型コロナウイルスに関する対応等のため、3月末までに、再度協議会を開催することは、事実上不可能と考えられえた。

そこで、新型コロナウイルスへの緊急的な対応として、協議会を持ち回り形式で開催し、委員には、配付資料及び3月5日の意見概要を送付し、内容を確認のうえ、意見等をメールで送付していただいた。

その結果、令和2年3月30日、委員全員から意見等が提出された。

II 説明者及び意見提出者

法科大学院長（佐々木雅寿）（1号委員）、法科大学院教務委員長（城下裕二）（2号委員）、土屋俊介弁護士（3号委員）、齊藤佑揮弁護士（3号委員）、竹信航介弁護士（4号委員）

III 協議事項1 法曹養成連携協定について

1 法曹養成連携協定について

委員から、主に、以下の意見が出された。

- 法曹養成プログラムを3年で卒業するための要件である通算 GPA3.3（80点以上）以上はかなりハードルが高い。
- 法律学の勉強に適應するのに時間がかかる学生もおり、3年卒業の要件が高すぎて、1年生から挫折する学生がいるかもしれない。法曹になるための途として、3+2が唯一の途ではなく、4+2も、4+3も選択肢として存在することを、説明会等で学生に伝える必要があるのではないか。3+2を希望したが叶わなかった学生に対して、「挫折感」を与えるようなことがないように留意すべきである。

2 既修者教育について

委員から、主に、以下の意見が出された。

- 深化プログラムの必修化は、その教育内容が法科大学院教育の中心であるため、当然であろう。
- 弁護士が指導する各種ゼミでは、答案の添削のみならず、個別指導が重要ではないか（自分の経験では、添削の意味が理解できない場合もあった）。受講生が希望すれば、添削に加えて、個別指導を受けられるようにすべきではないか。
- 必ずしも積極的ではない学生へアプローチして、学生全体の底上げを図ることも検討すべきではないか（もちろん法科大学院教育のあるべき姿として、学生を大人として扱うべきか、教員が積極的にアプローチすべきかについて議論があることは承知している）。
- 司法試験の科目を大きく、民事系、刑事系、公法系と分けた場合、現在のゼミ等の配置を見ると、公法系の科目に関する弁護士が担当するゼミが開講されていないので、検討すべきではないか。
- 弁護士が担当する授業やゼミ等も、法理論がベースとなるべきで、実務の側面と理論の側面のバランスが重要ではないか。
- 実務家の利点や得意分野と研究者の利点や得意分野をうまくミックスさせる方法はないのか。
- 2019年度の諸活動を見ると、後期にゼミ等が集中しているため、学生の負担を考えると、ゼミ等の開講時期を工夫すべきではないか。
- 刑事法指導ゼミについては、添削及び解説講義を踏まえて、再度同じ問題の答案を提出できる点が特に貴重だと考える。論文式試験については、知識があったとしても、実際の試験の際のアウトプットで知

識を反映させることができなければ意味がない。添削及び解説講義を受けた際に一時的に内容を理解しても、適切な記載方法として定着しなければ、結局アウトプットの際に迷うことになる。答案について添削や解説講義を受けてから、内容を自分なりにかみ砕いて、時間を空けずに再度同じ問題に関して答案を作成することにより、アウトプットの方法が定着することが期待できる。

○ 刑事法指導ゼミ及び新法対応ゼミについて、現在は有志の弁護士により実施されているものと思われるが、今後も継続して実施する場合には、特定の有志の弁護士の手を離れてもゼミが継続できるように、札幌弁護士会法科大学支援委員会から講師の推薦等を受ける方法も考えられる。

IV 協議事項 2 未修者教育について

委員から、主に、以下の意見が出された。

- 基礎プログラムの必修化は当然。
- 入学前導入教育を動画で行う事は、単に図書リストを渡して、体系書を読ませるより効果的と思われる。
- 講義 1 回は約 50 分とのことであるが、憲法、民法、刑法の合計で 22 回（約 1100 分：18 時間以上）は、導入教育として、分量が多すぎるのではないかと、もう少し量を減らす方がいいのではないかと。特に、社会人の場合、50 分の授業を何回も聞くことは、難しいのではないかと。例えば、1 回の授業を、5 分から 15 分程度のチャプターに分けて、受講生が自分のタイミングで休憩をとることができる工夫や、倍速で視聴する機能があれば、受講しやすくなるのではないかと。
- 学修カルテを作成し、それを用いて実際に個別指導を行う方法は、教育上有効ではないかと（2019 年度は教務委員長が実際に未修者全員に面談して個別指導を行った）。
- 未修者の中には、何がわからないのか自分でもわからない人もいます。このような未修者に対して、どのように法律学を理解させるのか、工夫が必要ではないかと。「法律学概論」に相当する科目がないので、法律学全体についての基礎知識を伝える機会があってもよい。
- GPA と共通到達度確認試験の成績を組み合わせる進級要件を決める北大方式（GPA が高い学生は共通到達度確認試験が比較的低くても進級できる方式）は、未修 1 年生の時に必ずしも法律学に適応しきれていない学生が一定数存在することをふまえると、評価できる。
- 未修者に対しては、短答式試験対策として、多くの過去問や練習問題を解くことの重要性を繰り返し指導する必要がある。
- 民事法基礎ゼミ及び既修者ゼミを担当していた経験から、限られた時間の解説講義及び答案添削のコメントだけでは、個々の学生の理解が不足している点や法的思考プロセスの定着のための改善点を示すことは困難であると認識している。ゼミにおいて最大公約数的な解説を行うことは必要であるが、個別指導の時間を設けることも検討してはどうか。
- 主担任及び副担任の負担は増えることになるが、各クラスごとの解説・個別指導を 3 名体制で行えば個別指導の時間を確保することも可能ではないかと。

V 協議事項 3 修了生教育（支援）について

委員から、主に、以下の意見が出された。

- これまで教員が個人的・個別的に行ってきた修了生支援を、LS が組織的に行い、支援内容を修了生にアナウンスすることは、修了生にとっては心強いのではないかと。
- 司法試験の再現答案を作成する指導も重要ではないかと。
- 答案作成指導一般において、「何を書くか」ではなく、「どう書くか」に力点を置くべきであろう。